

撃退!

悪質商法

訪問
購入編



訪問購入 って?!

売主が消費者、買主が事業者の売買契約です。
営業所以外の場所(消費者の自宅など)で売買契約を行うものをいいます。
「押し買い」ともいわれます。

法律(特定商取引法)が改正されました!

こんな事業者にご注意!

- ①呼んでいないのに飛び込みでやって来る
- ②査定のために呼んだのに、それ以外の勧誘をする
- ③事業者名を名乗らない
- ④何を買い取るか言わない
- ⑤しつこく勧誘する



書面の交付

- ①事業者の連絡先
 - ②物品の種類や特徴
 - ③購入価格
 - ④引渡しの拒絶
 - ⑤クーリング・オフ制度
- について記載された書面が交付されます。



クーリング・オフ

消費者は書面を交付された日を含めて8日以内であれば、無条件で契約の解除ができます。また、クーリング・オフ期間中に事業者が第三者へ物品を引き渡した場合、事業者はその情報をすぐに通知することになっています。

引渡しの拒絶

クーリング・オフ期間中(書面を交付された日を含めて8日以内)は、物品の引渡しを拒むことができます。



クーリング・オフってなに？

特定商取引法などの法律に定められている「消費者を守る特別な制度」です。
 訪問購入や訪問販売などでいったん契約した場合でも、
 一定期間内（訪問購入の場合は書面を受け取った日を含めて8日間）であれば
「消費者が無条件で契約の解除ができる制度」です。

訪問購入でクーリング・オフすると、どうなるの？

- 契約は「はじめからなかったこと」になります
- 売却した物品を返してもらいます
- クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます

クーリング・オフのハガキの書き方の例

注意 点

証拠を残すために

- 必ず、ハガキ（書面）で行います。
- **特定記録郵便**か**簡易書留**で送りましょう。
- ハガキ両面のコピーを取り、郵便局発行の受領証と一緒に保管しておきましょう。

【ハガキ表】

□□□-□□□□

（事業者の住所）

株式会社 ○○○○代表者様

住所・電話番号

契約者氏名

【ハガキ裏】

契約解除通知書

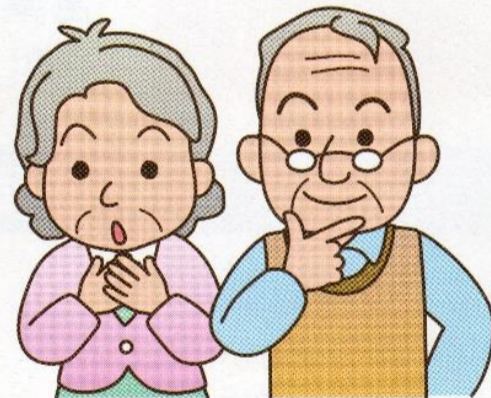
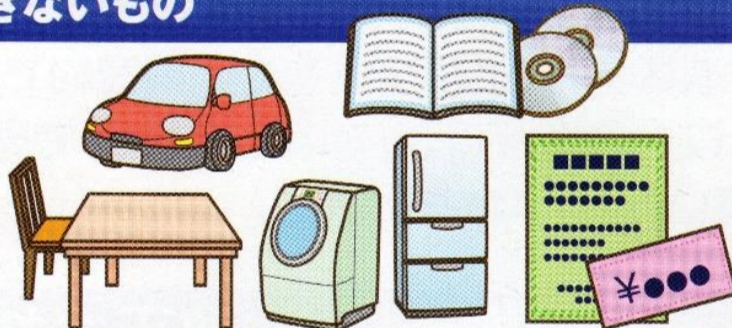
① 申込日（または契約日）
 ② 商品名
 ③ 金額 ○○○○円
 ④ 会社名
 ⑤ 担当者氏名
 上記日付の契約を解除します。

商品を至急返してください。

○○年○月○日

訪問購入でクーリング・オフできないもの

- 自動車（2輪のものを除く）
- 家具
- 家電（携行が容易なものを除く）
- 本、CDやDVD、ゲームソフト類
- 有価証券



■上記の物品以外でもクーリング・オフできない場合があります

- 消費者が自宅での契約締結などを希望したとき
- いわゆる常連取引
- いわゆる御用聞き
- 転居に伴う売却

★クーリング・オフ期間が過ぎても、契約の取り消しや解除ができる場合があります

クーリング・オフできるのに「クーリング・オフできない」と言われたり、返品に応じないなど困ったとき、不審に感じたときは、早めにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよみんなを！
消費者ホットライン 0570-064-370

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センターの利用案内

開所時間 午前9:00～午後5:45
 （土・日・祝休日・年末年始は休み）

消費生活相談 ☎06-6616-0888
 月～金 午前9:00～午後5:00

所在地 〒559-0034
 大阪市住之江区南港北
 2-1-10 ATC ITM棟3階
 ■ニュートラム「トレードセンター前」駅下車すぐ

ウェブサイト 「消費生活事典」
<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>